

独立行政法人経済産業研究所個人情報保護管理規程

平成17年4月1日
規程第32号

改正 平成18年 6月30日 平成18・6・29 独経研第1号
改正 平成23年 3月31日 平成23・3・25 独経研第9号
改正 平成27年 6月 4日 平成27・6・3 独経研第4号
改正 平成27年10月 9日 平成27・10・5 独経研第10号
改正 平成28年 3月28日 平成28・3・18 独経研第6号
改正 平成30年12月17日 平成30・11・27 独経研第1号

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）の保有する個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、基本的事項及び独立行政法人等非識別加工情報等（以下「非識別加工情報等」という。）の適切な管理に必要な事項を定めることにより、研究所の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的な記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において、「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、

番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもので、次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして総務省令で定める基準に適合するもの。

- ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- キ 指紋又は掌紋

二 次の個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。

- ア 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第一号の旅券番号
- イ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- ウ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第一号の免許証の番号
- エ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第十三号に規定する住民票コード
- オ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- カ 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号
 - ① 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証
 - ② 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証
 - ③ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証
- キ その他前ア～カに準ずるものとして総務省令で定める文字、番号、記号その他の符号

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯

罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等が含まれる個人情報という。(本人の病歴又は犯罪の経歴該当するものを除く)。

一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第549号。以下「施行令」という。)の規定にある総務省令で定める心身の機能の障害があること。

二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(以下「医師等」という。)

により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(以下「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。)

四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと。

五 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと。

4 この規程において「保有個人情報」とは、研究所の役員又は職員(非常勤職員及び派遣労働者を含む。以下「職員等」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員等が組織的に利用するものとして、研究所が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第2条第2項に規定する法人文書(同項第四号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。)に記録されているものに限る。

5 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この規程において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この項において同じ。)の区分に応じて当該各号に定め

る措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

一 第1項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第1項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この規程において「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報を用いる。

一 法第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二 研究所に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、研究所が次のいずれかを行うこととなるものであること。

ア 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

イ 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 研究所の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

9 この規程において「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは、独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

一 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができ

るように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして施行令第3条で定めるもの

10 この規程において「独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者」とは、独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者(ただし、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)をいう。

11 この規程において「独立行政法人等非識別加工情報等」とは、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第44条の10第1項の規定により行った加工の方法に関する情報のことをいう。

12 この規程において「担当」とは、独立行政法人経済産業研究所組織及び業務分掌規程(平成13年4月1日規程第15号。以下「組織規程」という。)第8条から第10条に規定する担当をいう。

(適用の範囲)

第3条 研究所の保有する個人情報及び個人情報ファイルの取扱いは、法及びこの規程の定めるところによる。

(職員等の責務)

第4条 職員等は、法の趣旨に則り、独立行政法人経済産業研究所情報セキュリティ基本規程(平成20年4月1日規程第38号。)、その他の情報セキュリティ関連規則の規定に基づき、機密性に関する情報資産レベルを4(機密)以上として保有個人情報を取り扱わなければならない。

第2節 管理体制等

(総括個人情報保護管理者)

第5条 総括個人情報保護管理者を1人置くこととし、組織規程第6条第六号に規定する総務ディレクター(以下「総務ディレクター」という。)をもって充てる。

2 総括個人情報保護管理者は、研究所における保有個人情報及び非識別加工情報等(以下「保有個人情報等」という。)の管理に関する事務を総括する。

(個人情報保護管理者)

第6条 各担当に、個人情報保護管理者を1人置くこととし、組織規程第7条第4項に規定するマネージャー(空席の場合は担当チーフ)をもって充てる。

2 個人情報保護管理者は、各担当における保有個人情報等の適切な管理を確保する。保有

個人情報等を情報システムで取り扱う場合、個人情報保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携する。

(個人情報保護担当者)

第7条 個人情報保護管理者が個人情報保護担当者も兼務する。

2 個人情報保護担当者は、各担当における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(個人情報監査責任者)

第8条 個人情報監査責任者を1人置くこととし、総務ディレクターをもって充てる。

2 個人情報監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する。

(保有個人情報等の適切な管理のための決定、連絡、調整等)

第9条 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行う必要があると認めるときは、関係役員を構成員とする定例会に諮り、承認を得るものとする。

(教育研修)

第10条 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び非識別加工情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者に対し、各担当の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

4 個人情報保護管理者は、その所属する担当の職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第2章 保有個人情報等の管理

第1節 個人情報の取得、利用等

(個人情報の保有の制限等)

第11条 職員等は、個人情報を保有するに当たっては、独立行政法人経済産業研究所法(平成11年法律第200号。以下「研究所法」という。)に定める業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 職員等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない。
- 3 職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第12条 職員等は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき

（利用目的以外の目的のための利用及び提供の制限）

第13条 個人情報保護管理者は、法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、保有個人情報等を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供しようとする場合は、あらかじめ、総括個人情報保護管理者に通知しなければならない。

（保有個人情報等の提供）

第14条 個人情報保護管理者は、法第9条第2項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報等を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報等の提供を受ける者に対し、提供に係る保有個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるとともに、その利用しようとする保有個人情報等に関する次に掲げる事項について、書面で確認するものとする。

- 一 記録範囲及び記録項目
 - 二 利用目的
 - 三 利用形態
 - 四 その他必要と認める事項
- 2 個人情報保護管理者は、前項の場合において必要があると認めるときは、実地の調査等を行い措置状況を確認し、改善要求等の措置を講ずる。

(非識別加工情報等の提供)

第15条 個人情報保護管理者は、法第44条の2第2項の規定により、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 個人情報保護管理者は、法第44条の2第1項及び第44条の9の規定（第44条の12の規定により第44条の9の規定を準用する場合を含む。）により、非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から法第44条の5第2項第七号の規定に基づき当該契約相手方が講じた非識別加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括個人情報保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。

(業務の委託等)

第16条 保有個人情報等の取扱いに係る業務又は作成に係る業務を外部に委託（請負を含む。以下同じ。）する場合には、個人情報及び非識別加工情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、その委託先が個人情報及び非識別加工情報等の取扱いについての内部規程を有するか否かを確認する等必要な措置を講じなければならない。

2 委託に関する契約書には、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者等の管理及び実施体制、個人情報及び非識別加工情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- 一 個人情報及び非識別加工情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- 二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第三号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び6において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- 三 個人情報及び非識別加工情報等の複製等の制限に関する事項
- 四 個人情報及び非識別加工情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- 五 委託終了時における個人情報及び非識別加工情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
- 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

3 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報及び非識別加工情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。

4 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務又は作成に係る業務が再委託される場合には、委託先に第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保

有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 5 保有個人情報等を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。
- 6 保有個人情報等の取扱いに係る業務又は作成に係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報及び非識別加工情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

第2節 保有個人情報等における安全の確保等

(保有個人情報等の管理区分)

第17条 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報等の適切な管理のために、I SMS規則 組織・運用01 リスクアセスメントマニュアルにて定義されている情報資産レベルに基づき、以下のように管理するよう職員等に教育する。

- 一 保有個人情報等は、秘匿性を有し、漏えいした場合、重大な支障が生じるおそれがあるため、厳重に管理することが適当なものとして、レベル4と位置づけ、施錠管理もしくは個人情報保護フォルダにて管理を義務づける。
- 二 保有個人情報等であって、本人の数が千人を越えるもの及びこれに準ずる管理が適当と判断されるものは、法第11条の規定に従い、個人情報ファイル簿を作成し、公表する。

2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報等について、次に掲げる内容に関する保有個人情報の取扱い方法を別に定めるものとする。

- 一 保有個人情報等保護のアクセス制限に関すること
- 二 保有個人情報等の複製等の制限に関すること
- 三 保有個人情報等が記録された媒体の管理等に関すること
- 四 保有個人情報等の廃棄等に関すること

3 総括個人情報保護管理者は、前項の規定により定めた保有個人情報等の取り扱い方法について、必要があると認めるときは、その見直し等を行う。

(アクセス制限)

第18条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

- 2 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第 19 条 職員等が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、個人情報保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員等は、個人情報保護管理者の指示(口頭での指示を含む。)に従い行う。

- 一 保有個人情報等の複製
- 二 保有個人情報等の送信
- 三 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第 20 条 職員等は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第 21 条 職員等は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

(廃棄等)

第 22 条 職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第 23 条 職員等は、保有個人情報等を含む情報資産について、情報資産管理台帳に明記しなければならない。

第 3 節 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第 24 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、パスワード

等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

- 2 個人情報保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（アクセス記録）

第 25 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。

- 2 個人情報保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

（アクセス状況の監視）

第 26 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該機能の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

（管理者権限の設定）

第 27 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

（外部からの不正アクセスの防止）

第 28 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第 29 条 個人情報保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

- 2 職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場

合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。個人情報保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第 30 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずる。

2 職員等は、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(入力情報の照合等)

第 31 条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行わなければならない。

(バックアップ)

第 32 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第 33 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第 34 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第 35 条 個人情報保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員等は、個人情報保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第 36 条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されること

がないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第 37 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずる。

(入退管理)

第 38 条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員等の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

- 2 個人情報保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- 3 個人情報保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

第 39 条 個人情報保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

- 2 個人情報保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第 3 章 個人情報ファイルの管理

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第 40 条 個人情報保護管理者は、その所属する部門において、個人情報ファイル(法第 11 条第 2 項に規定する個人情報ファイルを除く。)を保有しようとするときは、あらかじめ、総括個人情報保護管理者に法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項を通知しなければならない

ない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

法第 11 条第 2 項に規定する「個人情報ファイル」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 独立行政法人等の役員若しくは職員等又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（独立行政法人等が行う職員等の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- 二 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- 三 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 三の二 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル
 - 三の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル
- 四 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- 五 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- 六 役員又は職員等が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 七 本人の数が政令で定める数（1000 件）に満たない個人情報ファイル
- 八 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第 41 条 総括個人情報保護管理者は、前条の規定に基づき通知を受けた個人情報ファイルについて、様式第 1 に定める個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 総括個人情報保護管理者は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを研究所の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、研究所のホームページに掲載することにより公表しなければならない。

（非識別加工情報の利用提案の募集、作成、提供等）

第 41 条の 2 総括個人情報保護管理者は、法第 44 条の 4 の規定に基づき、研究所の保有している個人情報ファイルについて、毎年度一回以上、開始の日から 30 日以上の間を定めて、法第 44 条の 5 第 1 項の提案を募集するものとする。

- 2 総括個人情報保護管理者は、法第 44 条の 5 第 1 項の提案があったときは、法第 44 条の 7 の規定に基づき審査しなければならない。
- 3 総括個人情報保護管理者は、前項の審査を経て、当該提案が別に定める基準に適合する

と認められるときは、法第44条の10の規定に基づき独立行政法人非識別加工情報を作成し、当該提案を行った者との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができるものとする。

- 4 前項の契約に当たっては、契約相手方より手数料を徴収するものとする。
- 5 総括個人情報保護管理者は、第3項の規定により契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。
 - 一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
 - 二 法第44条の6各号に定める欠格事由のいずれかに該当することとなったとき。
 - 三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- 6 前各項に定める提案の募集、審査、契約等に係る手続等及び手数料の額については総務ディレクターが別に定める。

第4章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第42条 保有個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員等は、直ちに当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理者に報告する。

- 2 個人情報保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行う措置については、直ちに行う(職員等に行わせることも含む。)ものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括個人情報保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括個人情報保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告する。
- 5 総括個人情報保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、経済産業省に対して、速やかに情報提供を行う。
- 6 個人情報保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(公表等)

第43条 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずる。

- 2 公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、総務省に対して、速やかに情報提供を行う。

第5章 監査及び点検の実施

(監査)

第44条 個人情報保護監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第4章に規定する措置の状況を含む管理の状況について、保有個人情報等の管理の状況については、定期的に内部監査時に併せて監査を行い、又は必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第45条 個人情報保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第46条 総括個人情報保護管理者・個人情報保護管理者等は、保有個人情報等の適切な管理のための措置について、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第6章 経済産業省との連携

第47条 研究所は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、研究所を所管する経済産業省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

第7章 補則

(細則)

第48条 総括個人情報保護管理者は、この規程の実施に必要な細則を定めることができる。

附 則 （平成17・3・31独経研第2号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成18・6・29独経研第1号）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 （平成23・3・25独経研第9号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 （平成27・6・3独経研第4号）

この規程は、平成27年6月4日から施行する。

附 則 （平成27・10・5独経研第10号）

この規程は、平成27年10月9日から施行する。

附 則 （平成28・3・18独経研第6号）

この規程は、平成28年3月28日から施行する。

附 則 （平成30・11・27独経研第1号）

この規程は、平成30年12月17日から施行する。

様式第1（第41条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
独立行政法人等の名称	独立行政法人経済産業研究所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務グループ 内部統制担当	
	(所在地) 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館11階	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第2条第6項第一号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第2条第6項第二号 (マニュアル処理ファイル)
	施行令第7条に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
独立行政法人等非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
個人情報ファイルが法第2条第9項第二号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨		

独立行政法人等非識別加工情報の概要	
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	
備 考	